

介護用品支給事業について

資料②

平成27年度

合併時から、介護保険事業の地域支援事業の中で介護用品支給事業を実施していた。平成27年度以降は、平成26年度までに任意事業として実施していた市町村のみ継続して実施可能となっている。

平成28年度

○ 今後の対応として、以下の内容を市町村向け説明会で周知。(平成29年3月10日)

- ① 厚労省は、実施状況を把握した上で、平成30年度予算編成過程の中で、本事業の目的に照らし適切な範囲への支給の重点化や、例外的な激変緩和措置であることを踏まえた事業規模のあり方について具体的な検討を行うこと
- ② 市町村は、本事業が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、今後の事業のあり方について、計画的・段階的に任意事業から市町村特別給付等へ移行するなど、事業の継続要否を検討すること。また、①を踏まえ、低所得世帯等利用者への影響を十分に考慮しつつ、将来的な事業のあり方を検討すること

今後の方針（案）

- 事業継続する場合
- 1案：市町村特別給付又は、保健福祉事業
 - 2案：一般財源で

○事業廃止

参考

	支給実人数	支給延べ回数	総支給額
平成28年度	160人	1,333回	3,969,730円
平成29年度	181人	1,343回	4,410,790円
平成30年1月末現在	171人	1,226回	3,941,050円